



流財第120号

平成28年8月18日

流山市行財政改革審議会  
会長 野村 正 様

流山市長 井崎 義治



流山市健全財政維持条例の制定について（諮問）

流山市健全財政維持条例は、本市の財政運営の基本理念等を定めることにより、財政規律の維持及び向上を図り、将来にわたる健全な財政運営に資することを目的として制定するものです。

その制定にあたっては、自治基本条例（平成21年流山市条例第17号）及び市民参加条例に基づき、現在、制定の作業を進めているところです。

つきましては、下記のとおり、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

## 記

### 1 諮問事項

流山市健全財政維持条例（案）について